

閣議決定されたが措置が不十分な事項についての規制改革会議の見解

(注) <評価> は、当会議が当該事項の措置状況を × × (極めて不十分)、× (不十分) で評価したものの。網掛けはワークシート7。

番号	事項名	3か年計画における決定内容の概要	講ぜられた措置の概要	評価及び理由	担当タスクフォース
1	支払基金の業務効率化	支払基金の業務効率化計画を作成する【平成19年末】	平成19年12月21日、「レセプトオンライン化に対応したサービスの向上と業務効率化のための計画」を作成・公表。	<p><評価: ××> レセプトのオンライン請求化を踏まえ、審査のあり方を含む業務フローの抜本的な見直しを前提とした業務効率化を計画・実行することが決定されていた。</p> <p>しかし、作成された計画の内容は、一部の事務職員が不要になることは認めつつも、その余った事務職員を審査強化と称して審査業務に投入し、更には新しく業務を作ってその提供要件に充てる、その結果、人員計画については退職による自然減以上の減少を見込まないというもの。“業務フローの抜本的な見直し”は全く行われていない。</p> <p>当会議が考える“抜本的な見直し”とは、オンライン請求化により審査・支払業務がほとんど自動化され、支払基金の機能は保険者・医療機関間の紛争解決と今後見込まれる代行請求関連業務に特化されることである。</p>	医療
2	支払基金の業務効率化	支払基金の手数料適正化の見直しを作成する【平成19年度末】	平成20年3月24日、「原則完全オンライン化の段階における手数料適正化の見直し」を作成・公表。	<p><評価: ××> 当会議が考える“手数料適正化”は、業務フローの抜本的な見直しが行われた結果、審査・支払の委託手数料を現行の数分の1に引き下げるもの。極めて不十分である「業務効率化計画」に基き現状の医師レセプト手数料114.2円を8円低減するという内容は、論外。</p>	医療
3	包括払い・定額払い制度への移行の促進	一入院当たりの包括的・定額払い制度の試行を次期診療報酬改定において導入する【平成19年度中に措置】	平成20年度より15歳未満の鼠径ヘルニア手術に関し1手術当たりの定額支払方式を試行的に導入。	<p><評価: ×> 定額支払方式が試行導入される疾病が極めて限られている。</p>	医療

番号	事項名	3か年計画における決定内容の概要	講ぜられた措置の概要	評価及び理由	担当スタッフオース
4	医療費体系の在り方	医療機関の形態に応じた投資的経費の評価に関する検討を急ぐとともに維持管理経費等の評価についても検討を進め、それらを含めた医療費体系の整備を図る。 【逐次実施】	—	<p><評価: x x> 逐次実施ではあるが、過去のフォローアップでは検討状況及びそのエビデンスが全く提出されていない。</p>	医療
5	電子カルテシステムの普及促進	平成18年度までに全国の診療所の6割以上、400床以上の病院の6割以上に電子カルテシステムを導入させるとした目標を確実に達成できるよう、具体的な実行策を明定し、公表する。併せて、電子カルテシステムの導入負担を軽減し、導入が促進されるよう、具体的な措置を講ずる。 【平成19年度中に措置】	「標準的電子カルテ推進委員会」最終報告（平成17年5月）において電子カルテの現状と普及のための課題を示すとともに課題解決に向けた検討の視点と取組の方向性を提言。 医療機関における費用負担の軽減に資するWeb型電子カルテを利用した地域診療情報連携推進費補助金や医療機関等の情報連携のための医療用語及び関連性コードの標準化及び医療情報システムの相互運用性確保に向けた取組を引き続き実施。	<p><評価: x x x> 電子カルテの導入状況は、400床以上の一般病院で21.1%、一般診療所では7.6%（平成17年10月・厚生労働省医療施設調査）であったが、その後調査項目から外れ、数値目標の達成状況が不明である。平成17年度調査から推測するに6割達成は極めて厳しい状況と推測される。</p>	医療
6	保育所の最低基準の見直し	子どもの安全面のみならず、健康な心身の発達を保障する環境を整えるためには、どこまでの最低基準が必要なのか見直すため、科学的・実証的な検証に早急に着手する。その際、認可保育所との比較対象として、地方公共団体が独自に実施している保育室等を含める。【平成20年度調査・分析、平成21年度措置】	保育所の面積基準については、「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業」（全国社会福祉協議会）の研究会において、「食寝分離」の基本概念に基づき、面積基準を現行以上に引き上げることが望ましい旨の研究結果が示された。	<p><評価: x x x> この研究結果は、先行する実証分析が示されない中、「食寝分離」を実現する場合の面積はこれくらいあれば望ましいという希望水準を示したに過ぎず、子どもの心身の発達との因果関係について科学的・実証的に検証されたとは言えない。また、面積基準以外の最低基準については一切検証の対象ともされていない。一定の質を確保した上で量の拡充を図れるよう、最低基準の在り方自体を見直し、地域の実情に応じた設置基準を認めるべきである。</p>	保育
7	日雇派遣労働における賃金不払等の解消	日々雇い入れられる派遣労働者（日雇派遣労働者）については、賃金からの不透明な天引きによる賃金不払等の問題を指摘する声もあつたことを踏まえ、労働基準法上問題となつた事業を整理し、使用者、労働者等への周知を図る。【平成20年度措置】	日雇派遣労働者の法定労働条件の履行確保を図るため、労働基準法上問題となつた事例と注意点をホームページへ掲載し、周知を図つた。	<p><評価: x x> ホームページへの一回の掲載のみでは労働者への周知徹底されたとはいえない。繰り返しあらゆる方法で周知を図る必要がある。また、不払い等が解消されたのが検証がなされるべきである。</p>	雇用・労働

番号	事項名	3か年計画における決定内容の概要	講ぜられた措置の概要	評価及び理由	担当スタッフコース
8	派遣と請負の区分の具体的な当てはめの一層の明確化	37号告示の当てはめに係る事例を可能な限り収集した上で、労働者派遣法の適正な運用を確保するため、37号告示や要領の具体的な当てはめについて、監督及び指導が適切に行われているかを検証しつつ、請負事業主にとつてより明確となるよう検討を行う。【平成20年度検討】	37号告示や業務要領の具体的な当てはめについて、監督及び指導が適切に行われているかを検証し、請負事業主にとつて明確となるよう、可能な限りの事例収集の上で、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(37号告示)に係る疑義応答集について(平成21年3月31日職業安定局長通達)を発出した。	<p><評価: x> 疑義応答集により、問題となった事例の全てが明らかとなつてはならず、各種疑問に対してもより明確な回答となるよう詳細で透明度の高いものにしていくべきであるとともに、その文書の法形式も、法律上の位置付けのない、ノンプレットのようない曖昧なものではなく、法解釈の指針としてより明確な位置づけをするべきである。</p>	雇用・労働
9	生活保護制度の見直し	医療扶助については、受給者の申請に基づき指定医療機関の要否意見を踏まえ、医療券を交付することにより、現物支給される仕組みとなつてはいるが、受診者に自己負担がなないことから、必要以上に受診を繰り返す被保護者が存在するとの指摘がある。このような扶助状況は生活保護からの脱却を阻害する要因にもなつてはいることから、必要以上の受診を解消するための方策を検討する。【平成20年検討】	「地方分権改革推進委員会第1次勧告」(平成20年5月28日)を受けて決定した「地方分権改革推進要綱(第1次)」(20年6月20日)に基づき行つた国と地方の協議において、医療扶助の在り方について検討を行い、平成21年3月23日にとりまとめに至つた。	<p><評価: x x x> 医療扶助の在り方について議論はされたものの、内容は医療保険を適用するか否かについてのみであり、問題解決のためこのように自己負担の仕組みを作るかはまったく議論されていない。</p>	雇用・労働
10	教職大学院修了者の採用・処遇における公平性の確保	教職大学院修了者の採用・処遇について、その修了者が教員としての一定の資質を備えているとの先験的な前提に立って、制度的に大学部卒業や一般大学院修了者等と異なる措置を講じることは適当ではなく、修了者の実績等を踏まえ、都道府県教育委員会等において選考の公平性に留意しつつ対応すべきことを引き続き周知する。【平成19年度措置】	平成18年3月31日閣議決定の「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改訂)」の趣旨を踏まえ、平成19年3月1日付け、18文科高第680号「専門職大学院設置基準及び学位規則の一部を改正する省令の公布等について(通知)」において、内容の周知を行い、また、平成19年度に実施された各種会議等の場を通じて、「規制改革推進のための3か年計画」の内容を、大学を始め、各都道府県教育委員会に周知している。	<p><評価: x x x> 左記において周知しているにもかかわらず、8つの都府県及び指定都市教育委員会では、大学推薦により教職教養や専門教養等の第一次選考を免除する等、3か年計画の内容に抵触するおそれのある方法で採用選考を実施することが判明している。文部科学省は、このような事例が発生することのないよう、教員採用権限を有する各教育委員会に対し、制度的に大学学部卒業や一般大学院修了者等と異なる措置の具体的な条件を詳細に示すなど、確実な措置を講じることにより、3か年計画の内容を確実に担保するべきである。</p>	教育

番号	事項名	3か年計画における決定内容の概要	講ぜられた措置の概要	評価及び理由	担当スタッフアコース
11	児童生徒・保護者による教員評価制度・学校評価制度の確立	<p>授業、学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を行う際には、匿名性の担保に配慮するとともに、各学校の状況に応じて、教員及び各教科の授業改善に適切に活用できるよう取り組みを促す。</p> <p>評価における匿名性の担保への配慮について、無記名による実施、評価者が特定されない回収方法等を含めて具体的な手法の例を紹介し促す。</p> <p>また、これらの評価結果を適切に取りまとめ、個人情報に配慮した上でホームページ等で公表するとともに、教育委員会が学校の教育等の改善のため、適切に活用するよう促す。 【平成20年中に措置】</p>	<p>児童生徒・保護者による評価の際には、匿名性の担保に配慮し、各学校の状況に応じて、教員及び各教科の授業改善に適切に活用するとともに、評価結果を個人情報に配慮した上で公表すること、教育委員会は学校の教育等の改善のため、評価結果を適切に活用することに努めるよう周知した。</p> <p>（「規制改革推進のための第2次答申」における教員評価制度、学校評価制度等に係る運用上の工夫等について）平成20年5月21日文科科学省初等中等教育局長通知（平成20年11月25日・12月10日・12月12日）平成20年度学校評価推進事業協議会他）</p> <p>評価における匿名性の担保への配慮について、具体的な手法の例を紹介した。</p> <p>（「評価における匿名性の配慮に関する具体的な手法の例について」平成20年5月21日文科科学省初等中等教育局学校評価室事務連絡）（平成20年11月25日・12月10日・12月12日）平成20年度学校評価推進事業協議会他）。</p>	<p>＜評価：×＞ 左記において周知しているにもかかわらず、内閣府が実施した「教育委員会アンケート（平成21年3月）」の結果によると、個別の教員評価は20%程度の小学校・中学校において実施されているに過ぎない。</p> <p>学校評価の目的を達成するためにも、個別の教員及び教科を特定した形式で評価を実施することが学校評価・教員評価を十分な意味を持つものとする上で非常に重要であり、また学習者の真の意向を反映させるためにも、被評価者が評価者を特定できることがないよう、評価における匿名性の担保を十分に配慮した上で実施し、その結果を個別の教員・授業の改善に有効に活用できるようなものとするべきである。</p>	教育
12	相当と認められる就学校の變更理由	<p>「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的理由、部活動等学校独自の活動等」が単なる事例ではなく、学校教育法施行令第8条に基づきどの市町村においても就学校の變更が認められてよい具体的な事由であると文科科学省の見解が示されたところである。</p> <p>当該見解に基づいた適切な運営が市町村教育委員会において確保されるように、「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的理由、部活動等学校独自の活動等」を理由とした保護者からの就学校變更申立について、就学校の変更が認められてよいことについて分かり易く更に周知徹底を図る。 【平成19年度中に措置】</p>	<p>「学校教育法施行令第8条に基づく就学に関する事務の適正化等について」（平成20年3月31日文科科学省初等中等教育局長通知）を發出し、その中で「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的理由、部活動等学校独自の活動等」に関し、具体的に變更が認められ得る事由を定めている教育委員会の例を示すことで、分かり易く更に周知徹底した。</p>	<p>＜評価：××＞ 就学校變更の理由については、「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的理由、部活動等学校独自の活動等」は、「学校教育法施行令第8条に基づく就学校の變更の取扱いについて」（平成18年6月26日文科科学省初等中等教育局初等中等教育企画課事務連絡）等において、単なる事例ではなく、どの市町村においても就学校の變更が認められてよい「相当と認めるとき」の具体的な事由として文科科学省より明確に示されており、また左記において周知している。</p> <p>しかし、内閣府が実施した「教育委員会アンケート」（平成21年3月）の結果によると、「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的理由、部活動等学校独自の活動等」のいずれかで就学校の指定時の變更申立を拒否する場合が「ありうる」と回答した教育委員会は50%程度にのぼり、これらの内容がすべての市町村教育委員会において確実に理解され実施されているとは言い難い状況にある。</p> <p>このため、就学校變更について適切な運営が確保されるように、文科科学省は、市町村教育委員会に対して、適切な指導・助言等を行うべきである。</p>	教育

番号	事項名	3か年計画における決定内容の概要	講ぜられた措置の概要	評価及び理由	担当スタッフオース
13	<p>特定融資枠契約コミットメント・ライン契約の借主範囲の拡大</p>	<p>コミットメント・ライン契約に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみならず利息の適用除外となる借主の範囲については、利息制限法及び出資法の趣旨を踏まえつつ、中小企業(資本金3億円以下)に加え、①地方公共団体、②独立行政法人、③学校法人、④国立大学法人、⑤医療法人、⑥共済組合、⑦消費生活協同組合、⑧市街地再開発組合、⑨特別目的会社(金融商品取引業等に関する内閣府令第40条及び第41条に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国法人)にも拡大することが可能かどうか検討する。 【平成20年度検討】</p>	<p>法務省及び金融庁としては、特定融資枠契約に関する法律(平成11年法律第4号)第2条に規定する、いわゆるコミットメント・ライン契約の借主の範囲の拡大の是非について検討を重ねてきたところであるが、以下のとおり、今後とも引き続き慎重に検討を行う方針である。</p> <p>コミットメント・ライン契約を利用したいとの借手側のニーズについて十分見極めていく必要があるため、借手側から寄せられるコミットメント・ライン契約を利用したいといった要望も踏まえつつ、関係省庁とも連携をとりながら、その把握に努めていく。</p> <p>特定融資枠契約に関する法律が適用される場合、コミットメント・ライン契約の貸し手は、同法所定の手数料について、利息制限法(昭和29年法律第100号)及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)のみならず、利息の規定の適用が除外される結果、上限金利規制とは無関係に手数料の取得をすることが可能になる。貸し手が借手側の法的知識が不十分であることに乗じて優越的な地位を濫用し、借手側にコミットメント・ライン契約を押し付けることによる弊害が発生するおそれもあることから、関係省庁とも連携をとりながら、慎重に検討を行う。</p>	<p><評価: x> 前身会議より永年「検討」とされているにも関わらず、慎重に検討を行う方針であるとの回答に留まり、一向に検討が進んでいない。</p>	金融
14	<p>特別勘定に関する現物資産による保険料受入れ及び移受管の実施</p>	<p>特別勘定において保険料の受入れ及び移受管を現物資産で行うことについて検討する。 【平成20年度検討】</p>	<p>(金融庁) 保険契約者間の公平の観点等を踏まえつつ、引き続き検討する。</p>	<p><評価: x> 前身会議より永年「検討」とされているにも関わらず、引き続き検討を行う方針であるとの回答に留まり、一向に検討が進んでいない。</p>	金融
15	<p>保険契約移転時における移転単位の見直し</p>	<p>責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の全部を包括して移転しなければならぬとされている保険契約移転について、保険契約者間(移転する契約者と移転しない契約者)の公平と保険契約者の保護、保険会社の業務の健全な運営の確保に留意しつつ、その一部での移転を可能とすることについて、金融審議会における指摘を踏まえ、十分議論を深めつつ、引き続き丁寧に検討する。 【平成19年度検討】</p>	<p>(金融庁) 「金融審議会金融分科会第二部会報告」(平成19年12月18日)を踏まえ、保険契約者保護の観点から十分に議論を深めつつ、引き続き検討する。</p>	<p><評価: x> 前身会議より永年「検討」とされているにも関わらず、引き続き検討を行う方針であるとの回答に留まり、一向に検討が進んでいない。</p>	金融

番号	事項名	3か年計画における決定内容の概要	講ぜられた措置の概要	評価及び理由	担当スタッフフォー
16	保険契約の包括移転にかかわる手続の簡素化	<p>保険会社間の保険契約の包括移転において、移転先保険会社に与える影響が一定程度にとどまるような場合については、相互会社の取扱いや、株主や保険契約者の保護について検討した上で、移転先保険会社の株主総会等の決議を不要とすることを検討する。 【平成19年度検討】</p>	<p>(金融庁) 相互会社の取扱いや、移転により影響を受ける保険契約者や株主の保護等の観点から、引き続き検討する。</p>	<p><評価: x> 前身会議より永年「検討」とされているにも関わらず、引き続き検討を行う方針であるとの回答に留まり、一向に検討が進んでいない。</p>	金融
17	生命保険の構成員契約規制	<p>行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得べく、引き続き検討を進める。 【平成19年度検討】</p>	<p>(金融庁) 生命保険契約の長期性、再加入困難性等にかんがみ設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き検討する。</p>	<p><評価: x> 前身会議より永年「検討」とされているにも関わらず、引き続き検討を行う方針であるとの回答に留まり、一向に検討が進んでいない。</p>	金融
18	新司法試験の選択科目の見直し	<p>新司法試験の選択科目の見直しに当たっては、科目としての範囲の明確性や体系化・標準化等を把握しつつ、実務的な重要性や社会的な有用性・汎用性を考慮し、社会における法サービス需要に的確に 대응するという観点を踏まえて科目の追加・削除について検討する。 【逐次検討、平成21年度措置】</p>	<p>法務省司法試験委員会からは、平成21年9月18日、「司法試験法施行規則第1条(新司法試験の論文式)による筆記試験の選択科目」の改正に関する意見募集の実施について」として、現行の当該規則の改正は要しないこと等とす案がパブリックコメントに付されているところ。</p>	<p><評価: x> 新司法試験の選択科目については、閣議決定を踏まえた見直しを促進すべく、規制改革会議として、科目としての範囲の明確性や体系化・標準化等にかかるとの判定やその根拠など、見直しにおける検討基準としての具体的な事項を提示しているところ。しかしながら、本検討基準の各科目への当てはめを始めとする具体的な客観的な検証結果が一切提示されないまま、現行の当該規則の改正を要しないこと等とす現段階での結論が提示されており、閣議決定に則った十分な審議検討が行われていない状況。</p>	法務・資格
19	新司法試験の予備試験の制度設計の明確化	<p>予備試験は、法科大学院修了者と同等の能力・資格を有するかどうかを判定するものであり、予備試験を通じて法曹を目指す者が、法科大学院修了者と比べて高い水準の能力が求められることのないよう「予備試験合格者」として、法科大学院修了者と予備試験合格者との公平な競争になることが根源的に重要な趣旨に立脚した制度設計を行う。 【逐次検討、実施】</p>	<p>法務省司法試験委員会からは、平成21年2月13日、短答式試験の一般教養科目の出題範囲を人文科学・社会科学・自然科学・英語とすること、一般教養科目の配点比率を短答式試験3割・論文式試験1割とすること、実施日程を新司法試験の前年の5月頃～10月頃までの間に行うこと等とす「予備試験の実施方針について(案)」がパブリックコメントに付されているところ。</p>	<p><評価: x> 一般教養科目の試験科目と配点比率については、法科大学院においては一般教養科目に関する学習が通常行われないことから、これを予備試験受験生のみで課すことは過重な負担となる。少なくとも大学卒業生については一般教養科目を免除する、短答式試験における一般教養科目の配点比率を論文式試験と同様に1割以下とするなど、合理的な内容とすべき。実施日程については、その合格発表を新司法試験開始の直前に設定すること等により、予備試験の受験・合格から連続して新司法試験の受験を可能とすることで、予備試験受験者の精神面・経済面を含めた負担を可能な限り軽減すべき。</p>	法務・資格